漁業権の免許に関する漁業関係者に対するヒアリングについて

1 概要

漁業権の免許に関する漁業関係者に対するヒアリング結果の概要は以下のとおり。

2 ヒアリングの概要

〇 ヒアリング① (安高水産有限会社 代表取締役 安岡 高身 様)

愛媛県で養殖業を営んでいるが、区画漁業権について、漁協の団体漁業権とは別に、 漁業者の漁業権(個別漁業権)が設定できることや 海区漁場計画の変更といった手続 があることの認識はなかった。これらのことは<u>周知徹底されていないのではないか</u>と思 う。

○ ヒアリング②(山本 太志 様)

秋田県で漁業をしているが、漁業法の改正により、<u>漁業権の免許のプロセスが透明化</u>されたことは知らなかった。ほとんどの漁業者は全く知らされていないと思う。

秋田県漁業士会の会長をしているが、漁業法の改正に関する説明を受けたこともない。漁業法が施行された折に、改正されてこれからどのように変わっていくのか、どのようなメリットがあるのかを秋田県漁協の担当職員に聞いたところ、「改正によりこれまでと全く変わることはない。それ(漁業法改正)に関して漁協が関わることはない。やりたかったら勝手にやれ。」と言われた。

まず、<u>改正漁業法の考え方を現場に浸透させることが大事ではないか</u>。そして、各漁協に指導し、漁業者および新規参入を希望する者に対して詳細な説明と具体的支援を進めるようにするべきだと思う。せっかく法改正したのに、既得権益を守ろうとする一部の者達により、自由な漁業活動を妨げられている現状があると感じている。

なお、海区漁場計画の変更という制度があるということは知らなかった。

○ ヒアリング③ (椎名 潤一 様)

千葉県で漁業を営んでいるが、海区漁場計画の変更という制度があることは知らなかった。そもそも改正漁業法の説明も受けていない。<u>基本的なことの周知徹底が必要では</u>ないかと思う。

○ ヒアリング④(養殖事業者)

ある県で養殖業を営んでおり、地元漁協組合員となっているが、新たな区画漁業権の 設定を希望した場合、自社としては、まず漁協と話をすることになる。県に相談をして も、自社の場合には漁協との相談をまず依頼されると考える。個別漁業権であれば、漁 協に漁場行使料を支払う必要がないが、地元との利害調整を自社で行うこととなり、か えって時間・コストがかかるかもしれない。地元との調整・交渉を時間をかけて行った が決着しない場合には、県が間に入ってくれるとは思うが、<u>利害調整のセカンドオプシ</u>ョンとして、水産庁など国が第三者的に判断してくれる仕組みがあるとよい と思う。

〇 ヒアリング⑤ (有限会社共栄丸漁業部 中島 辰浩 様)

北海道で定置網漁業を営んでいるが、6年前に定置漁業権の免許の位置を測位し直して、正確なものとするために、県に申請したとき、免許内容(位置情報)を変更するのに1年程度かかった。

都道府県に免許の申請したところ、まず、定置網漁場の位置を示す基点を確定する作業に 4~5 か月かかった。また、<u>その漁場から 30 k mほど離れた漁業者が、全く影響がないと思われるにもかかわらず免許の変更に反対し、その調整に 4~5 か月程度を要した。</u>

その際、<u>北海道からは、漁協等利害関係人とよく話し合うようにと言われた</u>。<u>都道府</u> 県が、利害関係人との調整を主体的に行っている状況ではないと認識 している。

なお、海区漁場計画の変更という制度があることは知らなかった。

〇 ヒアリング⑥ (大門漁業有限会社 取締役社長 門島 睦広 様)

・漁業権放棄が行われた漁場に漁業権の設定を希望した事例

富山湾の沿岸水域に、タンカーが係留して給油を受ける海底パイプラインのブイ(シーバース)があるが、現在は使われていない。それが所在する場所には、40 年ほど前、漁場があったらしく、そこに新規参入したいと考えている。その場所では、<u>昔、漁業補償のもとに漁業権放棄がさせられ、現在に至っている。県に相談したが、県は、利害調整に協力してくれない。</u>このような場合に、<u>どのようにして漁業権の設定の手続をしたらよいのか分からない。県で対応が難しい場合には、国が調整してくれる仕組があるとよい</u>のではないかと思う。

・現在の漁業権免許の手続全体に関する認識

海区漁場計画の作成については、県から漁協に要望がないか確認の用紙がきて、そこから各漁業者に照会が来る。県が直接相談を受け付けるわけではない。その用紙に要望を書いて漁協に提出する。

その後、海区漁業調整委員会の公聴会が開かれ、各意見が紹介されるが、<u>理由も分からないまま、各漁業者の要望が却下されていく</u>。各漁業者から出された要望にすべて反対する経営体が一つあり、その経営体は、免許の対象となる漁場から、<u>50~60 k m も離れた地域にあるのに、その反対意見が一つあることで、すべての要望が認められなかった</u>こともある。<u>県は反対者との調整を試みていない</u>。その反対者は利害関係人が集まる話し合いの場にも来なかった。

5年に1度の海区漁場計画の見直しについては、そもそも計画の変更を要望した場合に、<u>利害関係人との調整だけで1年以上かかる</u>のに、<u>見直しの要望がないか照会が来るのは、5年の期間満了の1年前(1年前に照会が来ないこともある)なので、期限に間に</u>合わない。

なお、海区漁場計画の変更という制度があることは、あまり知られていないと思う。 自分は知らなかった。

・改正漁業法の周知について

海区漁業調整委員が公選制から知事の任命に変わった等、<u>改正漁業法に関する周知が</u> 行われていないと認識している。

以上